

私立大学研究ブランディング事業調査票（平成 29 年度）

※基準時点は、各大学の申請時点とする。

（1）事業実施体制の整備状況

- ① 本事業における研究を全学的な優先課題として実施するため、全事業期間（3年もしくは5年）にわたり必要な金額を、継続して学内予算で配分することを大学として機関決定していますか。
- | | |
|---------------------------------------|----|
| 1 決定し、すでに配分を開始している。 | 5点 |
| 2 本事業の支援対象として選定された場合に配分することを機関決定している。 | 3点 |
| 3 上記のいずれにも該当しない。 | 0点 |

要件等 「機関決定」とは、単なる学長単独決定ではなく、学内の会議体等で機関として決定していることが資料で確認できる場合が該当する。

根拠資料 予算積算資料、申請時点までに決定していることが確認できる議事録、稟議書等

- ② 本事業の計画に当たり、期待される研究成果及びその測定方法等について、研究成果を波及させようとする企業・自治体・団体等のステークホルダーから、あらかじめ意見を聴取していますか。
- | | |
|------------|----|
| 1 聴取している。 | 3点 |
| 2 聴取していない。 | 0点 |

要件等 i 「聴取」とは、大学として正式に文書で依頼して行うものとし、聴取した内容を確認できなければ、「2」とする。
ii 聴取方法は対面の他、電話やメールも可とする。
iii 聴取内容には「期待される研究成果」と「測定方法」の両方が含まれること。

根拠資料 依頼文書・承諾書、聴取内容、時期が確認できる資料等

- ③ 本事業の進捗状況及び成果について、（ア）研究内容について専門的な知見を有する学外者、（イ）研究成果を波及させようとするステークホルダーから外部評価を継続的に受ける体制を整備していますか。
- | | |
|------------------|----|
| 1 いずれも整備している。 | 5点 |
| 2 いずれかのみを整備している。 | 3点 |
| 3 いずれも整備していない。 | 0点 |

要件等 i 「学外者」とは、大学等と雇用関係（非常勤を含む）が無い者をいう。
ii 「継続的に受ける体制を整備」とは、年1回以上の外部評価が研究期間にわたり実施されることを協定等の文書により取り決めている場合が該当する。

根拠資料 外部評価の実施に係る協定（依頼文書及び承諾書でも可）等

④ 研究活動、ブランディング戦略、事業全体のそれぞれにおいてPDCAサイクルを整備していますか。

- | | |
|---------------------------------------|----|
| 1 整備している。 | 5点 |
| 2 本事業の支援対象として選定された場合に整備することを機関決定している。 | 3点 |
| 3 上記のいずれにも該当しない。 | 0点 |

要件等

- i 「ブランディング戦略」とは、項目⑩～⑮に係る戦略をいう。
- ii 「事業全体」とは、本事業における研究活動とブランディング戦略の総体を指す。
- iii 「機関決定」とは、単なる学長単独決定ではなく、学内の会議体等で機関として決定していることが資料で確認できる場合が該当する。

根拠資料

会議資料、議事録等

⑤ 研究活動、ブランディング戦略、事業全体のそれぞれのPDCAサイクルを連携させる体制を整備していますか。

- | | |
|---------------------------------------|----|
| 1 整備している。 | 5点 |
| 2 本事業の支援対象として選定された場合に整備することを機関決定している。 | 3点 |
| 3 上記のいずれにも該当しない。 | 0点 |

要件等

- i 研究活動、ブランディング戦略、事業全体のそれぞれの進捗状況等について情報を共有・管理し、横断的に課題を検討する場合が該当する。
- ii 「機関決定」とは、単なる学長単独決定ではなく、学内の会議体等で機関として決定していることが資料で確認できる場合が該当する。

根拠資料

会議資料、議事録等

(2) 全学的な研究支援体制の整備状況

⑥ 全学的な研究実施体制（例：実施委員会）を整備していますか。【重点項目】

- | | |
|-------------------------------|----|
| 1 整備している。 | 8点 |
| 2 整備していないが、選定時までの整備を機関決定している。 | 3点 |
| 3 上記のいずれにも該当しない。 | 0点 |

要件等

ア 「全学的な研究実施体制」とは、設置要綱等に基づき、研究の実施に係る全学的な事項を審議する目的として設置された組織であって、次の i～iii を満たすものとする。

- i 構成員として、少なくとも、学長、副学長（研究を担当する副学長を置いている場合のみ）、研究に参画する組織の長を含むこと。

実施委員会等の下部組織として小委員会等を設けている場合、小委員会等を併せた場合に前述の構成員がすべて含まれていれば、要件を満たすものとする。

- ii 審議事項に、①研究の推進についての全学的方針に関すること、②学内研究費

の運営に関する事、③外部資金獲得に関する事、④研究支援体制の整備に関する事、⑤研究倫理、研究費の適正使用に関する事、が含まれることが設置要綱等により客観的に確認できること。

iii 実施委員会等の下部組織として小委員会を設けて審議事項を分担している場合や、他の委員会で審議した事項を、iの構成員が出席する会議等（同一の会議でなくとも可）で報告している場合は要件を満たすものとする。

iv 申請時点までに本事業における研究に係る審議内容が会議資料・議事録など何らかの文書により客観的に確認できること。

イ 「機関決定」とは、単なる学長単独決定ではなく、学内の会議体等で機関として決定していることが資料で確認できる場合が該当する。

根拠資料 設置要綱、組織規程、会議資料、議事録等

⑦ 全学的な研究支援体制（例：研究支援室、部局横断的なプロジェクトチーム）を整備していますか。【重点項目】

- | | |
|-------------------------------|----|
| 1 整備している。 | 8点 |
| 2 整備していないが、選定時までの整備を機関決定している。 | 3点 |
| 3 上記のいずれにも該当しない。 | 0点 |

要件等

- i 「研究支援」とは、外部との連絡窓口、外部資金獲得に向けた情報収集・分析、資金管理、契約事務、知的財産のマネジメント等の活動をいう。
- ii 「整備」とは、組織規程等において、研究支援を担当する組織が明確にされており、専任教職員（兼務でも可）が1名以上いる場合が該当する。
- iii 「機関決定」とは、単なる学長単独決定ではなく、学内の会議体等で機関として決定していることが資料で確認できる場合が該当する。

根拠資料 組織規程、設置要領、学内規程、会議資料、議事録等

⑧ 大学として実施を決定している研究プロジェクトに係る自己点検・評価制度を設けていますか。

- | | |
|-------------------------------|----|
| 1 整備している。 | 5点 |
| 2 整備していないが、選定時までの整備を機関決定している。 | 2点 |
| 3 上記のいずれにも該当しない。 | 0点 |

要件等

- i 「大学として実施を決定している研究プロジェクト」とは、本事業へ申請する研究のほか、学内の会議体において、大学として実施することを決定したものを指す。
- ii 「自己点検・評価制度」とは、実施する研究プロジェクトごとに、事前の評価指標の設定、事後評価による効果の検証、次の研究計画への反映等のPDCAサイクルを回す体制が整備されていることをいう。
- iii 「機関決定」とは、単なる学長単独決定ではなく、学内の会議体等で機関として決定していることが資料で確認できる場合が該当する。

根拠資料 自己評価に係る規程、実施結果をまとめたもの等

⑨ 教員の研究業績を評価し、処遇に反映する制度を整備していますか。

- | | |
|-------------------------------|----|
| 1 整備している。 | 5点 |
| 2 整備していないが、選定時までの整備を機関決定している。 | 2点 |
| 3 上記のいずれにも該当しない。 | 0点 |

要件等

- i 「処遇に反映する制度」とは、優れた教員への顕彰、待遇（昇進、賞与・一時金、給与）への反映、学内予算や資源（スペースや時間等）の配分、教員の教育・研究能力開発支援（研修機会の付与等）へ反映する仕組みを指す。ここでは、上述のいずれかが制度として整備されていれば「1」に該当する。
- ii 申請時点で規程により制度を整備していれば、反映実績は問わない。
- iii 「機関決定」とは、単なる学長単独決定ではなく、学内の会議体等で機関として決定していることが資料で確認できる場合が該当する。

根拠資料

人事考課規程、マニュアル、実施結果をまとめたもの等

(3) ブランディング戦略

⑩ ブランディング戦略の策定に向けて、(1)～(3)の取組をすべて実施しましたか。

- (1) 大学本部が中心となって、建学の精神を踏まえて大学の将来ビジョンを設定する。
- (2) 本事業で打ち出す独自色の内容を将来ビジョンの実現に向けて位置付ける。
- (3) 将来ビジョン及び独自色の内容を学内に周知する。

- | | |
|------------|----|
| 1 実施した。 | 3点 |
| 2 実施していない。 | 0点 |

要件等

- i 「ブランディング戦略」とは、将来ビジョンの実現に向けて、自大学の強みを明確化し、他大学等との差別化を図るための戦略を指す。
- ii 「将来ビジョン」とは、建学の精神を踏まえ、将来的に自大学が社会において果たそうとする役割・機能・あるべき姿等を全学的に検討し、とりまとめたものを指す。
- iii 「学内」とは、上記 i 及び ii の検討に参画した者のみならず、少なくともすべての常勤教職員を指す。

根拠資料

会議資料、議事録、周知資料等

⑪ 学生募集や卒業生の進路への影響、研究成果の寄与等の本事業で想定する効果を踏まえ、本事業のステークホルダーを検討しましたか。

- | | |
|------------|----|
| 1 検討した。 | 3点 |
| 2 検討していない。 | 0点 |

要件等

ステークホルダーの例として、受験生・在学生及び保護者、学校関係者、地域住民、学生の就職先、研究関連機関・企業・学術界等が考えられる。

根拠資料

会議資料、議事録等

⑫ 事業を通じて浸透させたい自大学のイメージを整理しましたか。

- | | |
|------------|----|
| 1 整理した。 | 3点 |
| 2 整理していない。 | 0点 |

- 要件等**
- i 事業を通じてどのような自大学のイメージを浸透させるか、大学の将来ビジョン及び本事業で打ち出す独自性との関連を踏まえて整理した場合が該当する。
 - ii ステークホルダーごとに整理するなど、具体的な内容とすることが望ましい。

根拠資料 会議資料、議事録

⑬ アンケート調査や意見聴取、既存データの分析等により、現状の自大学のイメージ及び認知度を把握・分析しましたか。

- | | |
|---------------|----|
| 1 把握・分析した。 | 3点 |
| 2 把握・分析していない。 | 0点 |

- 要件等**
- i 把握・分析方法は、今回の申請に際して改めてアンケート調査や意見聴取の機会を設けた場合の他、既存データ等を活用して分析した場合でも可とする。
 - ii ステークホルダーごとに整理するなど、具体的な内容とすることが望ましい。

根拠資料 アンケート調査結果、意見聴取の記録等

⑭ ⑬の分析内容を踏まえ、効果的な情報発信手段・内容を検討しましたか。

- | | |
|------------|----|
| 1 検討した。 | 3点 |
| 2 検討していない。 | 0点 |

- 要件等**
- i 情報発信手段の例としては、ホームページ、広告、SNS、大学パンフレット・広報誌、研究紀要、報告書、論文・学会発表、シンポジウム、公開講座・オープンキャンパス、見学会・展示会等が考えられ、どのような情報発信手段・内容が自大学にとって効果的かを検討・整理した場合が該当する。
 - ii ステークホルダーごとに整理するなど、具体的な内容とすることが望ましい。

根拠資料 会議資料、議事録等

⑮ ブランディング戦略の工程と工程ごとの成果指標及び達成目標を策定しましたか。

- | | |
|------------|----|
| 1 策定した。 | 3点 |
| 2 策定していない。 | 0点 |

- 要件等**
- i 成果指標の例としては、ホームページアクセス数、共同研究受託件数・金額、寄付金件数・金額、事業に係る認知度・イメージ調査、入学推薦率、入学希望率、学内の自己評価結果等が考えられる。
 - ii ステークホルダーごとに整理するなど、具体的な内容とすることが望ましい。

根拠資料 会議資料、議事録等